

おびひろ救命アシスト事業

< 交付要件 >

1. AEDを設置していること。
2. 普通救命講習受講済みの勤務者が複数いること。
3. 営業、または公開時間中に、勤務者や通りがかりの市民等、だれもが設置されているAEDを活用した応急手当が速やかに行える環境にあること。

< 交付対象施設 >

1. 特定多数の人が出入りする施設。
2. その他、消防署長が必要と認めた施設。

< 救急救命協力施設証の交付事業 >

おびひろ救命アシストに参加される事業（施設）所には、出入り口などに表示する「救急救命協力施設」を証するステッカーを交付いたします。

< サポート体制 >

1. 協力施設への応急手当に関する相談受付、再講習の案内、情報提供を実施しサポートします。
2. 各施設の事業進捗状況、特異事例、救命事例等について、必要に応じて情報交換を行います。
3. 普通救命講習は毎月9日・19日の講習で対応しますが、その講習で対応しきれない場合は、別に実施します。